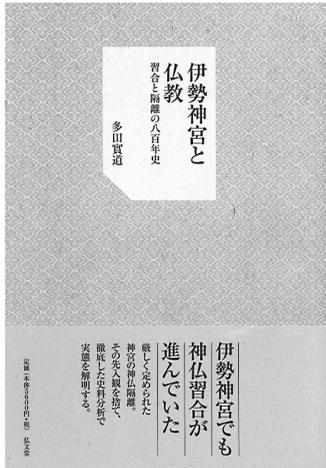


多田實道著 『伊勢神宮と仏教——習合と隔離の八百年史——』

相馬和将



日本前近代の宗教秩序を考える際に「神仏習合」の存在は無視できない。奈良時代から神社の神域においては神のための造寺造仏や神前読経、書写奉納などがおこなわれ、あるいは僧尼による仏教儀礼が催された。十世紀頃には「本地垂迹説」という神と仏とを同体とみる言説が生成され、広まっていた。このような時勢のなか、伊勢神宮（以下、神宮）では「神仏隔離」ともいえるべき逆行現象が起きていたこと、それは江戸時代まで建前上は原則として遵守されたことが、先行研究によって指摘されてきた。しかし、いっぽうでは神宮で神仏習合が残存した痕跡を指摘する研究も提出されており、「習合」「隔離」の関係が曖昧だった。はたして神宮は、神仏習合の時代において、いかなる実態を有していたのか。この点、先行研究に向き合い、史料から跡付けようとしたのが、多田實道氏による本書である。

以下、本稿では本書の内容を紹介し、次いで本書の内容・理解について若干の卑見を述べ、書評の責を塞ぐことにしたい。なお、本書はすでに坂口太郎による簡にして要を得た書評がある〔神道史研究〕六七―二、二〇一九年。ぜひとも参照されたい。

一 内容の紹介

本書は全三章から構成され、第一章「奈良―平安時代の神宮と仏教」は、神仏習合現象の起点たる奈良時代から、神宮における神仏隔離原則が確立する平安時代までを範囲にして、神宮と仏教との関係を論じる。第二章「鎌倉時代の神宮と仏教」は、僧侶による参宮と法楽、伊勢神道と仏教、神宮法楽を専門とした寺院（神宮法楽寺院）などから、鎌倉時代の神宮と仏教の関係を論じる。第三章「南北朝―戦国時代の神宮と仏教」は、神宮法楽寺院を、醍醐寺三宝院や室町幕府との関係、聖俗参宮などから検討することで、神宮と仏教の關係に迫っていく。以下、各節を紹介しよう（題下の括弧は初出年。副題は省略）。

本書「はしがき」（新稿）は氏の問題関心と本書の課題、関連する先行研究を整理する。氏は、「神仏習合」について「我が国の神祇信仰と仏教が接触・混融して、独特の行法・儀礼・教義を生み出した宗教現象をいう」という村山修一の定義〔国

史大辞典〕神仏習合項を引用し、神仏習合は皇祖天照大御神（皇大神宮Ⅱ内宮）とその御饌都神である豊受大御神（豊受大神宮Ⅱ外宮）を崇奉する神宮でも確認できるのか、確認できる場合、それはいかなる実態を有して、どのような歴史的展開を辿ったのか、と問題提起する。つぎに先行研究を挙げて、神宮の「神仏隔離」原則は強調されるが、「神仏習合」に関する研究は少ないことを述べ、「神仏隔離」原則が神宮不変の本質である（本質でなければならぬ）という先人観（願望）が、神宮の神仏習合の研究を遅らせた原因だったろうと指摘する。

第一章第一節「伊勢大神宮寺について」（二〇一五年）は神宮の神宮寺（伊勢大神宮寺）の成立と展開を論じる。伊勢大神宮寺は、先行研究において二ヶ寺説と一ヶ寺説とが主張され、所在地・移転先も多くの候補が挙げられるなど、議論が錯綜していた。本節は、文献史学と考古学との成果を十分に参照した結果、渡会・多気両郡の境界带上に、天平神護二年（七六六）に外宮大神宮寺（四神田廢寺）、神護景雲元年（七六七）に内宮大神宮寺（逢鹿瀬寺）が現出したことを指摘する。神宮の神仏習合化政策は、称徳・道鏡政権の主導によるものと思われるが、神護景雲四年（七八〇）、称徳死去にともなう政権崩壊を機に、神祇官を中心とする反習合派（氏は右大臣大臣清麻呂を反対派の中心に想定）が神仏隔離政策を断行したことで、両

神宮寺とも神郡外に移転されたとする。以上から、神宮では大
中臣氏などの神祇官人の主導によって神仏隔離原則が平安時代
初頭までに確立したと述べる。

しかし、神宮の神仏隔離原則は、神宮祠官の従事する祭祀儀礼
の場に限定されたものだったことがすでに指摘されている。第
一章第二節「伊勢蓮台寺の創建と内宮本地説の成立」(二〇一五
年)は、神宮祠官と仏教との関係究明のため、祭主大中臣氏が
創建した蓮台寺の意義を考察する。氏は、神宮関係者が仏事を
修する場合、天照大御神に祈請して示現を得られれば問題ない、
という方便が大申臣永頼によって生成されたことを強調する。
また、蓮台寺住侶(天台)によって天照大御神の本地を觀世音
菩薩とする説が生まれ、やがて内宮本地をめぐって十一面觀音
説と救世觀音説が出現したことを指摘する。

第一章第三節「大神宮祢宜延平日記」について(二〇一七
年)は、「大神宮諸雜事記」・「東大寺要録」所引「大神宮祢宜
延平日記」(逸書)の史料批判を通じて、神宮と仏教との関係
を論じる。両史料とも内宮祠官荒木田延平の編纂で、後者は延
平による偽書であった。本節の勘所は、「日記」に記される「内
宮本地は大日如来であり廬舎那仏でもある」とする本地垂迹説
が、おそらくは延平の思案によるもので、「日記」は神宮祠官
が神仏習合説を提唱した著作として古い部類に属する可能性が

あると提起したことである。また、延平の思想が「神仏隔離原
則の神宮で仏教を信仰する神職が奉仕する」という矛盾の克服
に起因すること、慈円や重源などの僧侶や朝廷に思想的影響を
齎しただろうことなどを指摘する。

さて、第一章での検討結果から、平安時代初頭までに神宮で
神仏隔離原則が確立したことを氏は指摘したが、そうなる東
大寺再建事業を請負った勸進聖重源の参宮および東大寺衆徒に
よる法楽は、神仏隔離原則に反しておこなわれたことになる。
この史的意義は小さくないが、重源参宮がいつおこなわれたの
かは先行研究によって見解が分かれていた。第二章第一節「俊
乘房重源の参宮」(二〇一二年)は重源参宮に関する先行研究
を整理し、重源参宮は、①文治二年(一一八六)二月説、②同
年四月説、③建久四年(一一九三)説、④同六年四月説がある
が、重源参宮は①だけであるとする。この一度の参宮が、都合
三度の南都諸寺院の僧侶による神宮法楽に繋がったこと、神宮
祠官と南都寺院の僧侶との交流が始まったこと、神仏調和の思
想が強まり僧侶による参宮が多くなったことを指摘する。

第二章第二節「俊乘房重源と内宮一祢宜荒木田成長」(二〇一六
年)は、文治二年二月に参宮した重源が同年四月に東大寺衆徒
におこなわせた(途中から後白河院主導)神宮法楽について、
神宮祠官はいかに対応したかを検討する。外宮側は衆徒六〇名

分の宿所は用意したが従者の宿所は用意せず、衆徒などによる白昼外宮参拝も諫止した。いっぽうで内宮一祢宜荒木田成長は、少人数ずつではあるが全衆徒に内宮参拝を許可するなど、破格の待遇をもって迎えた。この応対の違いを、氏は、熱心な仏教信者であり、自身の栄達を求めていた成長が、後白河院主導の衆徒参宮を鄭重に饗することで、自身の目的を果たそうとしたことに起因すると推測した。既往の研究では文治二年四月の神宮法楽によって神宮の神仏調和思想が強まり、僧侶の参宮が促されたこと、神道説に刺激を与えたことなどが指摘されてきたが、氏は本法楽が成長と重源とが結託して企画した可能性をも指摘する。

第二章第三節「内宮祠官荒木田氏による神道説の形成」(二〇一六年)は、「沙石集」(仏教説話集)にみられる内宮祠官荒木田氏の神道説に注目し、この言説がいかにか形成されたかを検討する。神宮の神道説は外宮祠官渡会氏による渡会神道が有名だが、体系的に整った神道書はないものの、荒木田氏も十三世紀後半には独自の神道説を確立していたことを指摘する。

ところで、従来は伊勢神道と仏教を論じるときは密教に注目したが、第二章第四節「伊勢神道と戒律」(二〇一四年)は戒律との関係を検討する。伊勢神道書の一冊「古老口実伝」は偽経「梵網経」を重要視する。「古老口実伝」は外宮祠官渡会行忠

の撰述と考えられており、氏は、伊勢神道において戒律がたたく理解され、神道説に取り入れられているのは、行忠の戒律研究によるものと推定する。行忠が戒律や「梵網経」に注目した理由について、「梵網経」の思想的内容に行忠が共感したと、叙尊の真言律教団の影響があったことなどを想定する。また、公家新制(建久二年・寛喜三年・弘長三年)から一部の神宮祠官による狼藉の様子を看取し、行忠は神宮祠官の綱紀粛正と神事の嚴肅化のために戒律を取り入れ、朝廷の神宮祠官への不信感を払拭しようとしたであろうことを指摘する。

第二章第五節「鎌倉時代の神宮法楽寺院」(新稿)は、鎌倉時代中期から後期にかけて設けられた五つの神宮法楽寺院を分析する。神宮法楽寺院が出現する背景として、文治二年の重源参宮と東大寺衆徒による神宮法楽を重視する。これらは神仏隔離原則に反しただけでなく、当時の神宮にあった「私幣禁断」という規律をも破った点で、画期的な出来事だったという。このことは公家社会にも少なからぬ影響を及ぼし、神宮法楽の恒常的奉納施設、神宮法楽寺院の創建に繋がっていく。西園寺実氏による般若蔵創建はその端緒に位置付けられるもので、以後神郡内の既存寺院を神宮法楽寺院に改築する動きが現れ、五つの神宮法楽寺院(①般若蔵、②菩提山、③太神宮法楽寺、④内宮法楽舎、⑤外宮法楽舎)が出現した。これらは古代に途絶し

た伊勢大神宮寺の特徴を具備しており、氏は五つの神宮法楽寺院の出現を伊勢大神宮寺の中世的変容と評価する。また、これらは中央政治情勢を反映して持明院統(①②)と大覚寺統(③④⑤)とに分かれたが、対モンゴル戦争という対外危機への高まりから修された永仁二年(一二九四)異国降伏祈禱にて、伏見天皇(持明院統)が神宮法楽を神宮公式行事に位置付け、祭主を総責任者に指定、両統迭立状態にあった神宮法楽寺院の一体的運用を企てたことを指摘する。

つづけて第三章第一節「南北朝～室町時代初期の神宮法楽寺院」(新稿)は、神宮法楽寺院の南北朝・室町期の展開過程を考察する。伏見天皇は祭主を総責任者とする制度を構築したが、文保和談後に踐祚した後醍醐天皇(大覚寺統)はこの制度を継承せず、持明院統の神宮法楽寺院も冷遇した。ところが、正慶二年(一三三三)に太神宮法楽寺を相承した醍醐寺三宝院賢俊によって、大覚寺統の神宮法楽寺院は持明院統に改められ、本末関係も整序されたことで、太神宮法楽寺を頂点とする神宮法楽の制度が確立した。その後、南北朝動乱を経て神宮法楽寺院は退転し、太神宮法楽寺領も伊勢国司北畠氏に押領されたが、南北朝合一後の応永年間初頭に、祭主および三宝院満濟の管領のもと、足利義満の挺入れもあって、太神宮法楽寺領は旧領回復を果たす。室町期には足利義持が神宮法楽を恒例化するなど

の制度改編をして、神宮法楽寺院とその制度は新たに復活したことを指摘する。

第三章第二節「伊勢朝熊山金剛證寺について」(新稿)と第三章第三節「内宮建国寺について」(二〇一二年)は、神宮と仏教との関係究明を兼ねた、個別寺院史研究でもある。第二節は、神宮祠堂の仏教信仰を如実に伝える陶経筒・経塚が発見された朝熊山に所在する金剛證寺の基礎的検討である。平安時代創建の金剛證寺は、室町時代初頭には太神宮法楽寺の末寺で、醍醐寺三宝院と深い関わりを有しており、この関係を構築したのは三宝院満濟ではないかと推論する。第三節では内宮建国寺の基礎的考察をおこなう。内宮建国寺の起源は、南北朝期の祭主大中臣忠直が創建した大中臣氏の氏寺であり、応永十三年(一四〇六)以降は禅宗寺院「建国寺」として存在した。同三十三年、前年に両宮法楽舎における特別参籠動行を恒例化させた足利義持から「内宮建国寺」と命名され、大蔵経を基とする神宮法楽寺院に位置付けられた。この方針は足利義教にも継承され、義教は内宮建国寺を将軍家祈願寺にして神明法楽を毎日動行するように命じた。神宮祠堂が管轄する氏寺や、祭主が総責任者であるものの実際は醍醐寺三宝院が管理した神宮法楽寺院とは異なり、内宮建国寺は内宮庁という神職組織が寺領・寺僧・伽藍を管理運営したことから、内宮建国寺が他の神宮近

隣寺院とは一線を画する存在だったことを強調する。

「神職者による寺院組織の管理運営」という特徴を持つ内宮建国寺の成立が、神宮祠官に多大な影響を及ぼしたことは想像に難くない。氏は、内宮建国寺の創設は祠官の意識だけでなく神仏関係の変容を齎したとして、その論証を試みる。それが第三章第四節「室町時代の神宮と仏教」（二〇一三年）と第三章第五節「戦国時代の神宮と仏教」（二〇一四年）である。両節は内容的に密接に関連しており、本書の課題からしても非常に重要である。まず第四節は、内宮祠官が法楽を神宮祭祀の一環であると認識するようになったことを指摘する。本来的には神宮祠官にこのような認識はなく、祠官が法楽に直接的に関わることもなかった。ところが内宮建国寺創設によって、両宮祠官が積極的に法楽を受容し、擁護するようになる。この事態は神宮の神仏習合現象の進展といえるが、氏は、神宮には祭祀儀礼の場における神仏確立原則が存在したのに、神宮祠官による法楽の積極的受容・擁護という姿勢を見出し、はたして神宮祠官はいかに止揚したのかと発問する。検討の結果、神宮の神仏習合はあくまで両宮神域外のことで、神域内は神仏隔離原則が遵守されたことを指摘する。ところが、戦国期の実態を検討した第五節によれば、この様相が一変する。戦国期は僧侶による両宮および金剛證寺への法華経奉納や百日・千日参詣など

が盛んになる。経済的困窮から僧侶の初穂を期待した神宮祠官もこうした動向を積極的を受容し、受領証の発給までおこなった。なかには内宮一林直と思われる人物が、神祇の呪物である神灰に光明真言を書き添えよと教化し、あまつさえ僧籍にあることを謀って林直に就任する者も現れ、林直の構成員に僧侶が混在して神宮神事が開催されることになった。ここに氏は、奈良時代末頃より厳守されてきた祭祀儀礼の場における神仏隔離原則の破綻を読み取る。また、思想的には、表向きは仏教色を隠しつつ、裏では仏や菩薩を天照大御神の仮の姿として仰ぎ奉ることこそ神宮の規範と説く「神本仏迹」（反本地垂迹）説が、内宮祠官によって説かれるようになる。以上の現象を総合的に評価して、戦国期は「神宮における神仏習合が高度に展開した時代であった」と位置付ける。

第三章第六節「内宮の法楽寺院支配」（新稿）は内宮庁の管理下に置かれていた、①内宮建国寺、②田宮寺、③菩提山寺、④宮法楽舎、⑤蓬萊寺、⑥大福田寺、⑦新福寺、の七ヶ寺を検討する。室町・戦国期の内宮には神宮法楽寺院を支配下に組み込んだ徴証があり、これは神社（神主）が寺院（僧侶）を支配した事例として類例がなく、日本宗教史上無視できないことを指摘する。

附論「江戸時代初期の神宮法楽寺院」（二〇〇九年）は五通

の元和三年九月二十八日伊勢田丸領領主藤堂高虎寄進状から、江戸時代初期の神宮法楽寺院の実態を考察する。

二 本書の意義と疑問

本書は、神仏習合の前近代において神仏隔離原則の維持されることが強調されてきた神宮について、「習合」「隔離」の実態を龐大な神宮関係史料から跡付け、奈良時代から戦国時代までの変化を動態的に位置付けたところに、その意義を認めることができる。各論文の連関も見事ながら、文献史学だけでなく考古学の成果も巧みに援用して、神宮・祠堂における神仏習合現象の実態を多角的に分析することに成功している。考察範囲も幅広く、政治史・神仏習合史・寺院社会史、ひいては思想史の方面まで含みこんでいる。また、印象的なのは、各節末尾において論文発表以後に新たに発表された関連論文に対して、本書刊行時の氏の見解を補注などのかたちをとって応答していることで、氏の学問に対する真摯な姿勢が伝わってくる。各章の結論を本書「むすび」で再度まとめていることも、氏の気遣いが感じられるとともに氏の見解を一層明瞭に示すことに繋がっており、高く評価する。本書が上梓されたことで、今後の神宮（あるいは神仏習合）の研究は神宮の神仏隔離原則を安直に強調す

る姿勢は慎まなければならぬだろう。

ただし、本書の議論にも若干の疑問・批判がないわけではない。たとえば、すでに坂口太郎も批判しているが、本書には研究史整理のための独立した章がない。もちろん氏が先行研究を軽視しているわけではないことは重々承知しているが、本書の分野に疎い評者には、はたして先行研究ではどこまでが明らかにされているのか、氏の構想全体が研究史上のどこに位置付けられるのか、といった疑問がまず浮かんだ。坂口も指摘するように、「はしがき」の議論を充実させつつ、より丁寧に研究史を整理すべきだったのではないだろうか。この点、「むすび」が非常に有益であることを認めつつ、神宮史および神仏習合史はもとより、近年における荘園領主としての神宮に注目した神宮領研究や、神宮組織と祭祀構造との連関を追求した研究なども踏まえて、総合的な神宮像を示してもよかつたかもしれない。すでに氏には「神三郡における寄戸の成立と祭主大中臣安則」〔『政治経済史学』五三九、二〇一一年〕、「神宮の戸田について」〔『年報中世史研究』三七、二〇一二年〕、「太神宮御裳濯河堤防役河籠米の成立」〔『神道史研究』六〇―二、二〇一二年〕、「太神宮御裳濯河堤防役河籠米と一杉宜荒木田氏経」〔『神道史研究』六一―一、二〇一三年〕など、神宮による収取の実態を検討した論文があり、氏の展望を知りたいところである。

つぎに、本書の鍵概念である「神仏習合」「神仏隔離」について。氏は先学による語句の定義を引用するが、氏独自の見解を示すべきだったように思われる。「神仏隔離」は高取正男の造語だが、「はしがき」では特に言及がなく、やや物足りない印象を受ける。「神仏隔離」を考えるうえで高取の学問的基盤を形成した京都大学文学部の日本史研究室（旧国史研究室）の人脈は無視できないし、高取の議論を批判的に継承した佐藤眞人や三橋正の議論と氏の議論との異同を明確に示す必要もあつただろう^④。黒田俊雄の顕密体制論との関わりも重要である。総じて本書は、中央政治との関係は十分に意識して論じているものの、神宮あるいは伊勢地域に拘った議論の感があり、仏教史側との議論の連結が十分ではない。ただし、氏は別稿で南北朝期の禅僧の伊勢信仰と外宮祠堂との関係を論じ（『南北朝時代における禅僧の伊勢信仰と外宮祠堂』『東海仏教』六二、二〇一七年）、博士論文にも収録している^⑤。博士論文の審査結果によって本書から省略することを断腸の思いで決意したのであること^⑥を拝察しつつも、本書で触れられている戒律や「梵網経」だけでなく、顕密八宗や禅宗との関係に対する氏の見解が知りたかった。今後は、本書の成果を踏まえた、氏ならではの知見による「神道」と顕密体制との連関を論じることが期待したい。

また、神宮組織の構造や職掌（祭主・宮司・祠堂・職掌人な

ど）あるいは系譜について、図で示す工夫があると理解の補助として最適だったと思われる。本書一二七頁に内宮祠堂荒木田氏の系図はあるが、一門・二門の門流や細かい血縁集団に分裂して地名を名字に付けていることがわかる系図のほうが、個人的にはありがたい。祭主大中臣隆通と醍醐寺三宝院通海との関係も、文字の説明だけでなく系図で示し、ともに岩出流祭主家であることを述べて、他の大中臣氏との区別を付けたほうが良さそうである。関連して神宮法楽寺院の位置関係を示す地図があると読者の便により資するものとなったに違いない。

以上は本書全体に関わる批判だが、つぎに細かい論点について。ただし、本書は八百年もの長期間を様々な切り口から分析しており、そのすべてに逐一言及することは評者の能力を超えている。そのため、評者の狭い興味関心に基づいて、第三章第一節の内容を確認するだけに留まってしまうことをお許しいただきたい。

さて、本節は前半部分で南北朝期に祭主および醍醐寺三寶院院主によって神宮法楽寺院と神宮法楽寺院の制度が太神宮法楽寺を頂点とするものに再編されたことを論じている。

興味深かったのは、貞和二年（一三四六）に三寶院賢俊が太神宮法楽寺の愛染明王像を京都へ持ち帰り、足利尊氏・直義兄弟が寄進として石清水八幡宮寺平等王院（愛染堂）の院主曩清

に渡した一連の経緯で、氏はこの理由を「武家祈禱方奉行」(二三六頁)としての地位に就いた賢俊による神宮法楽の復興に求めている(二二九―二三七頁)。近年の中世醍醐寺史研究で太神宮法楽寺に言及した研究は管見のかぎり存在せず、神宮史および神仏習合史だけでなく寺院社会史(醍醐寺史研究)の側にとつても非常に重要な指摘である。

なお付言すれば、醍醐寺三寶院流には八幡神本地を愛染明王に充てる説があるので(醍醐抄⁶)、賢俊の行動を本地垂迹説の面から考えることも可能かもしれない。船田淳一は、対モンゴル戦争の時代に鶴岡八幡宮寺で成立した八幡本地愛染説が南北朝内乱期に京都に伝わり、やがて石清水八幡宮寺を拠点とする真言僧侶による武家祈禱として展開する過程を明らかにしており、鎌倉後期との連続性や南北朝期に起きていた宗教秩序の変動のなかに位置付ける必要性もあるだろうと思われる。

しかしながら、この時期(貞和年間)の賢俊の立場がはたして「武家祈禱方奉行」なのかどうかは検討の余地がある。室町幕府の宗教政策を論じた大田壮一郎は、初期室町幕府武家祈禱を詳細に分析し、貞和二年段階の武家祈禱は鎌倉幕府健在時に活躍した旧幕府僧系の僧侶を中心に編成されており、賢俊は初期室町幕府祈禱体制においては新参者にすぎず、旧幕府僧勢力とのあいだに軋轢が生じていたことを指摘している⁸。関連して

細川武稔は、本書二三四頁でも引用された賢俊を「御持仏堂別当職」に任じた暦応四年(一三四一)二月二日足利直義御判御教書(『大日本古文书醍醐寺文书』三三三〇)について、同職を武家護持僧の統括的地位とみる片山伸説を批判して、初期室町幕府武家祈禱体制内で臆次の低い賢俊を別の論理で重用するためではないか、と指摘する⁹。細川が指摘するように、そもそも「御持仏堂別当職」が武家護持とどのような関係にあったのかは論証されていない。したがって、賢俊が室町幕府に接近したのは確かだが、初期室町幕府の段階では「武家祈禱方奉行」なる重要な立場になかったと考えるべきだろうと思われる。

では、なぜ賢俊は神宮法楽の復興を目指したのか。氏は賢俊側の視点からこの理由を探ったが、評者としては鎌倉期に神宮法楽の総責任者となった祭主側の動向も気になる。南北朝期の祭主は北朝方と南朝方に分かれ、北朝方はさらに岩出・土御門などに分裂していた。これらの家々は祭主職を競って望み、時に三寶院光濟や室町幕府に嘆願して祭主職人事に関与させた事例のあることが先行研究によって指摘されている¹⁰。橘悠太の研究によれば、光濟は貞治年間初頭より將軍(足利義詮)へ当事者の要求を取り次ぐ役割を担っていたという¹¹。これらの指摘がすぐに賢俊期に適用できるか否かは慎重に検討しなければならぬが、賢俊の行動も三寶院の側だけで捉えずに祭主の側から

検討する必要があるのではないだろうか。

以上、傲岸不遜の悪文を書き連ねた挙句、些末な問題に拘泥してしまつて、氏の真意にどこまで近づけたのか、甚だ心許ない。あまつさえ、与えられた締切りを半年以上も過ぎたうえで、の爲体である。誤読しただらう部分も多く、多田實道氏と読者、そして編集担当の皆様の御海容を乞う次第である。いずれにせよ本書は神宮史ひいては神仏習合史にとって貴重な成果であり、寺院社会史やひろく日本中世史の側にもひろく読まれるべきものである。本稿がそのための一助となれば望外の喜びである。

注

(1) 朝比奈新「中世伊勢神宮領にみられる多元的支配権の性格」〔『史苑』七五—一、二〇一五年〕、同「伊勢神宮領荘園における寄進行為の実態」〔『人民の歴史学』二二〇、二〇一六年〕、同「伊勢神宮領遠江国浜名神戸故地の水利と村落」〔『立教大学日本学研究所年報』十六、二〇一六年〕、永沼菜未「中世初期伊勢神宮領尾張国本新両神戸の構造と展開」〔『鎌倉遺文研究』三八、二〇一六年〕、同「伊勢神宮膝下所領の構造」〔『國史學』一二四、二〇一八年〕、山本倫弘「給主」からみた伊勢神宮領荘園の構造」〔『鎌倉遺文研究』四〇、二〇一七年〕、比企貴之「中世後期の神

多田實道著『伊勢神宮と仏教——習合と隔離の八百年史——』(相馬)

宮における宮司家の動向」〔『國史學』二二二、二〇一四年〕、同「自筆『氏経卿神事記』と諸写本の展開」〔『神道宗教』二四二、二〇一六年〕、同「伊勢神宮古祭儀—春季神態神事—の復原考察」〔『神道宗教』二五〇・二五一、二〇一八年〕など。そのほか、永沼「中世前期における伊勢神宮役夫工賦課の構造」〔海老澤衷編『中世荘園村落の環境歴史学』吉川弘文館、二〇一八年〕は東大寺領荘園への神宮役夫工米の賦課構造を論じる。また、本書出版と同年に、朝比奈「伊勢神宮の荘園支配と村落の再編」〔『地方史研究』六九—六、二〇一九年〕、比企「伊勢神宮祠官・職掌人の宿直勤番制度」〔『國史學』二二七、二〇一九年〕が提出された。

(2) 「神仏習合」に関しては、ルチア・ドルチェ、三橋正編『神仏習合—再考—』(勉誠出版、二〇一三年)が提出された。貴重な成果だが、何故か書評が皆無に近く、ぜひとも氏の同書に対する見解を知りたいところである。

(3) 高取正男「神道の成立」(平凡社ライブラリー、一九九三年、初版一九七九年)、同「排仏意識の原点」(同『民間信仰史の研究』法藏館、一九八二年、初出一九六九年)。

(4) 佐藤真人「平安時代宮廷の神仏隔離」(二十二社研究会編『平安時代の神社と祭祀』国書刊行会、一九八六年)、同「神仏隔離の要因をめぐる考察」〔『宗教研究』三三三、

二〇〇七年)、三橋正「神仏関係の位相」(前掲注(2)編著収録)。なお、本書出版と同年に提出された林淳「高取正男の神仏隔離論」(『人文學報』一一三、二〇一九年)も参照のこと。

(5) 氏の博士論文の概要は愛知学院大学HPにてPDF公開されている「論文の要旨」「審査結果の要旨」を参照した。
URL: <https://www.agu.ac.jp/graduate/doctorate/letters2/>
(二〇一〇年四月二十二日閲覧)。

(6) 石清水八幡宮寺における仏事勤修は村井陽子「中世石清水八幡宮寺における仏事勤修の意義」(『史艸』四四、二〇〇三年)があり、「醍醐抄」も村井論文注(19)(30)にて紹介されている。それによれば、「醍醐抄」は地藏院流弘鑿(一二六二〜一四二六)が弟子に口授した秘伝を書き留めたもので、森重樹編『梅尾コレクション 顕密典籍文書集成・カリフォルニア大学所蔵 第九卷事相篇三(平河出版社)に明治十五年書写のものがあるという。「醍醐抄」本文には「又八幡ノ本地供ノ事、自他流ニ習トモ有之。大方ノヒテハ(○異本「習ニテ」)八幡三所ノ御本地或ハ阿弥陀ノ三尊ト云。或ハ釈迦ノ三尊ト云。両義盛リニ有之。(中略)但本地供ト申時ハ、当流(○三宝院流)ニハ大途愛染ト相伝アリ。総シテ愛染ヲハ諸社ノ本地供ニ用事常ノ事也」とある。

(7) 船田淳「頼助『八幡講秘式』と異国襲来」、同「久我長通『八幡講式』と南北朝内乱」(以上の論文は、同「神仏と儀礼の中世」法藏館、二〇一一年収録)を参照のこと。また、同「聖地における本地仏と儀礼」(藤巻和宏編『聖地と聖人の東西』勉誠出版、二〇一一年)も参照のこと。なお、船田論文の情報は太田壮一郎「室町殿の宗教構想と武家祈禱」(同『室町幕府の政治と宗教』塙書房、二〇一四年、初出二〇〇四年)注(28)による。

(8) 前掲注(7) 大田論文一三三〜一三八頁を参照のこと。
(9) 片山伸「室町幕府の祈禱と醍醐寺三宝院」(『仏教史学研究』三一―二、一九八八年)、細川武稔「足利將軍家護持僧と祈禱」(同『京都の寺社と室町幕府』吉川弘文館、二〇一〇年、初出二〇〇三年)一五三〜一五六頁を参照のこと。

(10) 平泉隆房「鎌倉期の神宮祭主についての一、二」(國學院大學日本文化研究所編『大中臣祭主藤波家の研究』続群書類従完成会、二〇〇〇年)一二二〜一二六頁を参照のこと。
(11) 橋悠太「南北朝期における醍醐寺三宝院光濟と室町幕府」(西弥生編『醍醐寺(シリーズ)中世の寺社と武士二』戎光祥出版、二〇一八年、初出二〇一四年)。

(そつうま かずまさ・國學院大學大学院特別研究生)